

II. 具体的施策

1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

(1) 証券会社を通じた市場参加の促進

① 証券会社による販売チャネルの抜本的拡充

- ・ 特色ある証券会社の参入を促進するため、最低資本金の引下げを検討する。
その際、証券会社の健全性を確保する等の観点から、主要株主に係るルールのあり方を検討する。〔次期通常国会における法案の提出を検討〕
- ・ ファイナンシャル・プランナーなどの活用も視野に入れた販売代理店制度の導入を検討する。〔次期通常国会における法案の提出を検討〕

② 投資家の期待に応える業務運営の確保

- ・ 顧客に対する一層忠実な業務執行を図る観点から、証券会社の業務について、幅広く実態把握に努め、そのあり方を検証し、ルール・検査・監督面で、信頼性の一層の向上に向けた必要な対応を行う。〔年内に実施〕
- ・ 顧客の期待に応える業務・サービスを確保する観点から、顧客が投資判断に際して必要とする情報や助言の実情を踏まえ、証券会社の資産管理型営業への移行など新たな業務展開を可能とする方策を検討する。
- ・ この一環として、顧客の利便性の向上を図るため、取引価格の弾力化など取引一任勘定取引の範囲の見直しを行う。〔早急に結論〕

③ 少額で堅実な証券投資の促進

- ・ 株式累積投資、株式ミニ投資、株価指数連動型上場投資信託（ＥＴＦ）について、その普及に向けて一層の周知に努めるよう、日本証券業協会に要請する。〔早急に対応するよう要請〕
- ・ 先般の内閣府の調査等を踏まえ、投資信託の周知・普及のためのイベントの開催など積極的な活動を関係団体に要請する。〔年内に対応するよう要請〕
- ・ 株式について、投資単位が50万円以上である上場会社等について、投資単位引下げの努力を促すよう、取引所等に要請する。〔早急に対応するよう要請〕
- ・ 投資家の投資判断に資するよう、海外の状況等を踏まえつつ、株価の表示とあわせて、株価収益率（ＰＥＲ）等の表示がなされるよう、取引所等に検討を要請する。